安全報告書

２０２３年１０月～２０２４年９月

アジア航測株式会社

本報告書は航空法第111条の６及びこれに基づく航空法施行規則第221条の５及び第221条の６に基づいて作成いたしました。

はじめに

第77期　安全報告書の発行にあたって

平素より、アジア航測株式会社の事業活動にご支援を賜り、心より御礼申し上げます。
当社は、創業以来70年にわたり、最先端の空間情報技術を核とした事業を通じて、国土の保全や社会インフラを構築・マネジメントする側面から、様々な課題に対して解決策を提示し続けてきました。昨今の地政学的な緊張の高まりによる不確実性の増加や、国内外情勢の激変が進む社会においても、当社は世の中のニーズや変化に即応した事業展開によって、安全・安心で持続可能な社会づくりに向けて、今後もステークホルダー皆さまのご期待に応えてまいります。

本日ここに、「第77期 アジア航測株式会社 安全報告書」をお届けいたします。本報告書には、当社が航空の安全を確保するための事業の運営方針と、取り組みの結果をまとめております。

昨年は元日に能登半島を襲った地震や9月の豪雨災害、その他地域における線状降水帯の発生による水害など、各地で甚大な自然災害が発生しました。「人々の安全・安心を守る」を事業の柱にしている当社は、災害の状況を速やかに、かつ正確に把握することが二次災害の防止・応急対策にとって何より重要と考え、災害現場の緊急撮影を積極的に実施してきました。そうした社会の要請に確実に応える上で、運航の安全確保の徹底は最優先しなければなりません。航空測量事業に従事する者として、全職員が高い安全意識を持ち、常に安全追求しながら、より高度な運航や課題にも積極的に対応し、今後も安全・安心で持続可能な社会の構築に貢献したいと考えています。これからの10年、20年先の社会の姿と地球の未来を見据え、私たちは全職員一丸となり、航空安全管理システムの継続的な改善と、さらなるオペレーションの向上に尽力する所存です。

最後になりましたが、皆さまの温かいご支援とご指導に改めて感謝申し上げます。本報告書が、当社の取り組みを知っていただく一助となれば幸いです。

今後とも引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

島山 仁

目次

はじめに……01

01 輸送の安全を確保するための
事業の運営の基本的な方針に関する事項……03

02 輸送の安全を確保するための事業の実施
及びその管理の体制に関する事項……04

03 法第１１１条の4の規定による
報告に関する事項……08

04 輸送の安全を確保するために講じた措置及び
講じようとする措置に関する事項……09

輸送の安全を確保するための事業運営の基本的な方針に関する事項(規則第221条の6第1号)

01

アジア航測（株）は「経営理念」に従い
自らの役割と責任を明確にして行動いたしました

経営理念

- **事業は人が創る新しい道である**
- **事業は永遠の道である**
- **事業は人格の集大成である**
- **事業は技術に始まり営業力で開花する**
- **事業は社会のために存続する**
- **事業はより高い利益創造で発展する**

アジア航測グループは、2020年11月に開示いたしました中期経営計画『明日を共創る(つくる) ～Leading for the Future～』を着実に推進するため、事業戦略及び経営管理における様々な施策を主要戦略「AAS-DX（Asia Air Survey Digital Transformation）」とし、横断的に取り組んでいます。
長期ビジョン「新たな空間情報ビジネスの可能性に挑戦し、成長し続けるグローバル企業」の第3フェーズである今中期経営計画は集大成に位置付けられ、取り組むすべての施策は、「コンプライアンス経営」と「SDGs経営」を前提としています。
さらに、航空機運航に関しては、「航空安全管理規定」（2022年10月改定）を定め、「安全方針」に基づき、「安全指標」「安全目標値」の設定を行い、安全に関する様々な活動を通じて安全確保に向けた取り組みを行います。

安全方針

- 事業の基幹となる航空事業の安全確保を最優先とします

安全指標・目標値

No.	安全指標	安全目標値
1	航空機事故発生件数・重大インシデト 発生件数（航空法に定められた航空事故・重大インシデント）	「ゼロ」
2	安全文化の浸透度合い 運航部門(航空部・撮影部)におけるヒヤリ・ハット投稿数	通期60件以上
3	『安全に関する事態』報告件数	通期10件以下

輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項(規則第221条6第2号)

1）安全確保に関する組織図及び人員に関する情報

イ）安全確保に関する組織体制

当社は航空機の運航に関する安全管理体制を整え、運航の安全に関わる組織ごとの責任・権限等を明確にすると同時に、航空機の運航に必要な業務分担・作業手順を定めています。

・航空安全推進委員会

安全管理体制において各部門から独立した上位の機関として、航空安全統括管理者の職務遂行を補佐し、リスク管理の体系的な実施に中核的な役割を果たします。

委員会を通じて安全管理体制の問題点や必要な改善点等を討議し、航空機運航に係る安全管理体制の継続的な改善を図ります。

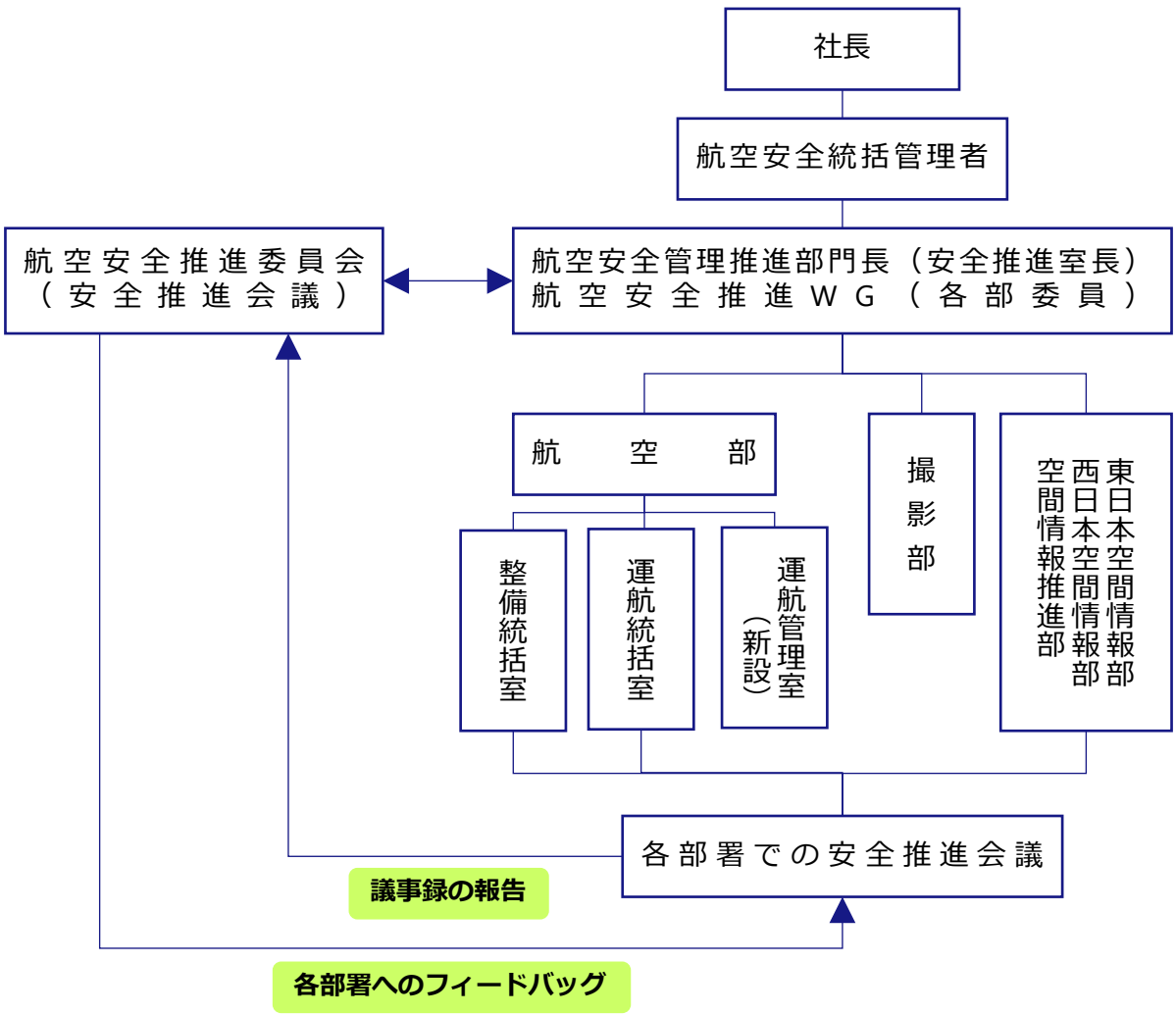

輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項(規則第221条6第2号)

ロ）各組織の機能・役割

・経営の最高責任者

安全は経営の最優先事項である旨を含めた安全方針を明示すると同時に、安全管理体制が適切で妥当性があり、かつ有効に機能するために、安全管理体制を定期的に見直し、継続的な改善を行います。さらに、安全上の重要事項に関する経営上の意思決定に基づく指示を行います。

・航空安全統括管理者

安全管理の取組の統括管理者であり、安全管理体制の継続的な改善を推進し、安全の監視を行います。

また、安全施策・安全投資などの経営上重要な意思決定に直接関与するとともに、関連部門の組織長への安全に関する助言，勧告，援助を行います。

事業者内の飲酒対策を統括管理し、アルコール教育やアルコール検査等の飲酒対策を行います。

・航空安全管理推進部門長

安全管理システムが有効であり、かつ妥当性があるかをモニターし、組織内への安全情報の提供や、安全教育などの啓蒙活動を行ない、安全監査業務の計画、実施及び経営の最高責任者及び 航空安全統括管理者に対し、監査結果 及び 是正処置の実施状況を報告します。

・航空安全推進WG（ワーキング・グループ）

航空安全管理推進部門長を管理者として、空間情報技術センターの各部門の責任者、各部門の現場業務経験者等の中から必要に応じて召集を行い、部門から独立した組織として活動します。安全情報の収集、航空機運航等に係る改善提案、教育担当の役割を果たし、WGでの検討事項を航空安全推進委員会に報告します。

・航空部

自社航空機の運航・整備及び運航管理業務を行い、航空機を使用した全国の撮影業務等の特殊飛行を行います。

ハ）各組織における人員

航空部：３０名

輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項(規則第221条6第2号)

二）航空機乗組員、客室乗務員及び整備従事者の数

航空機乗組員	14名
客室乗務員	0名
整備従事者	11名

ホ）運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数

運航管理担当者	14名
有資格整備士	10名

2）日常運航の支援体制

イ）航空機乗組員、客室乗務員、整備従事者及び運航管理の係る定期訓練及び審査の状況

「運航規程審査要領：国空航第1号」、「整備規程審査要領：国空機第75号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の認可及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）：国空航第988号及び国空機661号」により定められており、これに従い実施しております。これら前述の審査要領については、国土交通省航空局ホームページをご覧ください。

ロ）日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

日常運航の状況を適確に把握するため、その遂行する事業全般において発生する安全に関する情報を非懲罰環境下で収集し、経営の最高責任者、航空安全統括管理者を含め必要な階層・部門に伝達するための社内体制やシステムを構築し、把握した情報は各組織の会議体などを介してフィードバックを行っています。

輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項(規則第221条6第2号)

ハ）安全に関する社内啓発活動等の取組み

各部門から独立した上位の機関としての航空安全推進委員会を設置し、全社の安全管理体制に関しての問題点、及び必要な改善策等を討議し、航空機運航に係る安全管理体制の継続的な改善を図っています。

各部署においては安全推進会議を実施し、他社で発生した事故・重大インシデント情報等を収集の上分析し、自社での防止策を講じています。また、自社で発生した不安全事項、不具合事項、インシデント等を分析し、再発防止策を講じています。

3）使用している航空機の情報

イ）保有している航空機の機種

1．セスナ式208型、208B型（C208、C208B)

2．テキストロン・アビエーション式C90GTi型（BE9L）

ロ）機種別の数、代表的座席数、平均年間飛行時間

機種	数	座席数	平均年間飛行時間
C208	6	9	411時間
C90GTi	1	7	197時間

ハ）全体の平均機齢並びに機種別の導入開始時期及び平均機齢

機種	平均機齢	導入開始時期
C208	18年	1980年導入
C90GTi	6年	2019年導入
全体	16年	—

4）運航状況に関する情報

イ）当該事業年度における保有機種別及び路線別の輸送実績（有償トンキロ、座席キロ等）並びに路線別の便数

該当しません。

法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項（規則第221条の6第3号）

イ）種類別発生件数

種類	75期	76期	77期
航空事故	0	0	0
航空重大インシデント	0	0	0
安全上のトラブル	2	0	2

ロ）安全上のトラブルの発生状況及び対応

1．運用限界の超過：C208 G1000型	
概要	上昇飛行中の発動機制限値の超過
原因	出力操作時にエンジン計器の確認を怠ったため
措置	出力操作時における注意事項の再教育実施しました。
2．装備品又は部品の誤った取付け：C208型	
概要	無線機の交換作業後に航空法で求められている確認行為を行わず運航を行った
原因	基本動作の認識不足
措置	・整備作業員に対してMRM（Maintenance Resource Management）教育を実施しました。 ・装備品の取り扱い方法を変更しました。 ・ヒューマンファクターに関する再教育を実施しました。

輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項（規則第221条の６第4号）

04

1）P8 03.の航空機の正常な運航に支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

前ページ（P9）参照

2）国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置

該当する事項は生じておりません。

3）１）及び２）以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合には、当該措置

該当する事項は生じておりません。

4）輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組等の実施状況、安全上のトラブル発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

航空安全推進委員会77期安全指標・目標値については全て達成しました。
また、77期の飲酒等に係る不適切事案についての報告はありませんでした。

輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項（規則第221条の６第4号）

５）安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取組み目標等の事項

「航空安全管理規定」（2024年7月改定）の定めにより「安全方針」に基づき、78期の「安全指標」「安全目標値」の設定をしましたので報告します。

安全方針

・経営理念の実現のために、事業の基幹となる航空事業の安全確保を最優先とします

安全指標・目標値

	安全指標	安全目標値
全社	「航空事故（①）・重大インシデント（②）」発生件数	0件
	ヒューマンエラーに起因する義務報告件数（③）	2件以内
	安全文化の浸透度合い 運航部門(航空部・撮影部)におけるヒヤリ・ハット投稿数（⑤）	通期65件以上
	安全教育の受講率 ・疲労リスク管理・アルコール関係(航空安全推進委員、運航部門員) ・SRM(航空部)	100%

引き続き安全運航を継続するために、経営トップの安全へのコミットメントと安全教育の充実に努めます。

また、航空安全管理規定に基づきより組織的な安全管理体制を構築していきます。

以　上